

件名	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
主管課	人事課
根拠法令等	・ 職員の給与等に関する報告及び勧告（平成21年10月9日付け21人委第253号） ・ 職員の給与等に関する報告及び勧告（平成22年9月27日付け22人委第288号）

【改正概要】

人事委員会の報告に基づき、職員の自宅にかかる住居手当を廃止するため、職員の給与に関する条例等の一部を改正する。

〔改正条例〕

- ① 職員の給与に関する条例
- ② 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例
- ③ 愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

〔改正の内容〕

- ・ 職員の自宅にかかる住居手当の廃止（現行規定：3,500円/月（単身赴任者1,700円/月））
- ・ 職員の自宅にかかる住居手当の廃止に当たり、経過措置を適用する。

＜経過措置内容＞

経過措置期間	自宅に係る住居手当の経過措置額	左記のうち、単身赴任者の場合の経過措置額
平成25年4月1日～ 平成26年3月31日	3,000円/月	1,500円/月
平成26年4月1日～ 平成27年3月31日	2,500円/月	1,200円/月

施行日 平成25年4月1日

【その他参考事項】